

# ケアハウスゆうあい 運営規程

令和6年4月1日

社会福祉法人神戸老人ホーム

# ケアハウスゆうあい運営規程

第1章 施設・事業の目的及び運営の方針

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第3章 入居定員及び居室数

第4章 入居者の資格

第5章 同意と契約

第6章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

第7章 施設の利用に当たっての留意事項

第8章 設備及び備品等

第9章 職員のサービス規定と質の確保

第10章 緊急時・非常時の対応

第11章 虐待の防止のための措置に関する事項

第12章 その他施設の運営に関する重要事項

## ケアハウスゆうあい 運営規程

### 第1章 施設・事業の目的及び運営の方針

#### (事業目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人神戸老人ホームが設置運営するケアハウスゆうあい〔以下、「施設」という。〕の適正な運営及び管理について、必要な人員等に関する事項を定める。施設の従業者（以下、「職員」という。）が、自立及び要支援・要介護状態にある利用者（以下、「入居者」という。）に対し、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念及び介護保険法等に基づき、入居者の生活の安定及び生活の充実を図り、適正な「指定特定施設入居者生活介護」及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護」（以下、「特定施設入居者生活介護等」という。）をサービスとして提供することを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法ならびに介護保険法等関係法令（以下、「法令」という。）の定めるところによるものとする。

#### (運営方針)

- 第2条 施設は法令の主旨に従い、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めるものとする。
- 2 施設は特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。
- 3 施設は地域との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、高齢者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

#### (事業所の名称及び所在地等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	ケアハウスゆうあい（指定特定施設入居者生活介護事業所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護）
所在地	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目14番地19号
電話番号	078-843-2712

### 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

#### (職員)

- 第4条 施設に配置する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- ① 施設長(管理者) 1名
- ② 生活相談員 1名
- ③ 介護職員 21名以上
- ④ 看護職員 2名以上
- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務する）
- ⑥ 計画作成担当者 1名以上（管理者・生活相談員・介護職員等が兼務する）
- ⑦ 管理栄養士 1名以上
- ⑧ 事務員 1名以上

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するために必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努める。

- ① 施設長(管理者)(以下、「管理者」という。)は、理事長の命を受け、所属する職員を指揮監督し施設の業務を統括する。また、老人福祉法及び介護保険法、社会福祉法人としての役割を共有し職員に指導する。なお、管理者に事故等があるときは、予め管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- ② 生活相談員は、入居者の生活相談・苦情対応・処遇企画・助言・支援等の業務に従事するほか、次に掲げる業務を行う。  
入居者のサービス利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援または介護予防支援の事業者との密接な連携、ならびに居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者との連携を行う。
- ③ 介護職員は、入居者の日常生活全般にわたる介護及び援助を行う。
- ④ 看護職員は、入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑥ 計画作成担当者は、入居者の状態等を踏まえて、特定施設サービス計画の作成を行う。
- ⑦ 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算、入居者に対する栄養食事相談、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、給食委託業者(及び調理業務従事者)の指導業務を行う。
- ⑧ 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

第3章 入居定員及び居室数

(入居定員及び居室数)

第6条 入居者の定員は46人(居室数は46室)とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員を超えて入居することはできない。

(入居者居室)

第7条 入居者の居室は、全て個室(定員1名)とし、ベッド・エアコン・クローゼット・ミニキッチン・洗面台等を備品として備える。

第4章 入居者の資格

(入居者の資格)

第8条 施設を利用できる者は、次の①から⑤の全てに該当する者に限る。

- ① 年齢が60歳以上である者。ただし、その者の配偶者・3親等内の親族・その他特別な事情によりその者と共に利用することが必要と認められる者についてはこの限りではない。
- ② 家族との同居が困難な者。
- ③ 感染症に罹患しておらず、かつ、問題行動を伴わず共同生活が可能なる者。
- ④ 生活費に充てることができる資産等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- ⑤ 身元引受人が確保できる者。ただし、真にやむを得ない特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

(退去)

第9条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は入居利用契約を終了するものとする。

- ① 入居者が死亡したとき。
- ② 入居者から解約届の提出がありこれを受理したとき。
- ③ 次条の規定により利用契約を解除したとき。

(入居利用契約の解除)

第10条 管理者は、入居者が次の各号のうち、いずれかに該当すると認めるときは入居利用契約を解除することができる。

- ① 不正または虚偽の手段によって利用承認を受けたとき。
- ② 正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納したとき。
- ③ 利用料を支払うことができなくなったとき。
- ④ 身体または精神の疾患等により、施設での生活が著しく困難となったとき。
- ⑤ 承認を得ないで施設の建物・付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- ⑥ 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑を掛ける等、施設での生活が著しく不相当と思われる事由が生じたとき。

2 管理者は、入居時に契約の解除となる条件について十分説明し、契約を解除するに至った場合は、具体的な理由を文書により通知する。

## 第5章 同意と契約

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

第11条 施設は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者、またはその家族に対して、運営規程の概要・職員の勤務体制・その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無・要介護認定の有効期間を確認する。

## 第6章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの利用)

第13条 入居者は、入居後に身体状況の変化等により要介護認定を受けたときは、介護サービス、生活援助サービスを利用することができる。

2 前項の場合、サービスの利用は入居者の希望を尊重し、施設は特定施設サービス計画を作成し必要な助言を行う。

(特定施設入居者生活介護等の内容)

第14条 施設は、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況や要望に応じて適切な介護サービスを提供し、または必要な支援を行う。

(特定施設サービス計画の作成)

第15条 施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当

させるものとする。

- 2 特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に入居者が抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を支援するうえで解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は多職種と協議のうえで作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画について入居者に説明し、同意を得て交付する。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の職員と継続的に連携し特定施設サービス計画の実施状況について把握する。また、入居者の解決すべき課題の把握に努め、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

- 第16条 施設は、要介護状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活が営めるよう支援する。また、入居者の心身機能及び生活機能の維持向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。
- 2 施設は、サービスを提供するに当たって入居者の心身状況等の把握に努めるとともに、サービス内容の確認を行う。
  - 3 施設はサービスを提供するに当たって特定施設サービス計画が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
  - 4 施設は、サービスを提供するに当たって懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

(相談及び援助)

- 第17条 施設は、常に入居者の心身状況やその置かれている環境等の的確な把握に努める。また、入居者またはその家族に対する各種相談に適切に応じるとともに、余暇の活用や福祉サービスの活用などについて必要な助言やその他の援助を行う。

(健康の保持)

- 第18条 施設は、入居者の健康管理を確保するため、定期的に健康診断を受ける機会を提供する。
- 2 施設は、入居者から健康に関する相談を受けたときは、速やかに医療機関等への紹介など必要な援助を行う。

(健康管理)

- 第19条 看護職員は、常に入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(協力医療機関等)

- 第20条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(利用料等)

- 第21条 利用料は、契約書別紙に定めるものとする。

- 2 入居者は、毎月の利用料等を施設が指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。
- 3 入居者は、施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用を支払うものとする。
- 4 特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 5 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供したときは、その入居者から利用料の一部として当該特定施設入居者生活介護等に係るサービス費基準額等から施設に支払われるサービス費等の額を控除した額の支払いを受けるものとする。
- 6 施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 7 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
  - ② 居住に要する費用
  - ③ 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - ④ 送迎に要する費用
  - ⑤ 付き添いに要する費用
  - ⑥ 買物代行に要する費用
  - ⑦ その他、特定施設入居者生活介護等において提供される便宜のうち、通常、日常生活においても必要とされる費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 8 サービスの提供に当たっては、入居者またはその家族に対してサービスの内容及び費用について説明し、入居者またはその家族の同意を得なければならない。

（利用料の変更等）

- 第22条 施設は、介護保険法及び関係法令の改正、ならびに経済状況の著しい変化等、やむを得ない事由がある場合は前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、予め入居者またはその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（食事の提供）

- 第23条 施設は、入居者に対して毎日3回、栄養及び入居者の心身状況、ならびに嗜好を考慮した食事の提供を行う。また、全ての入居者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、全ての入居者が使用できるテーブル・イス・食器類等の備品を備えることとする。
- 2 食事の時間は次のとおりとする。ただし、季節に応じて変更することができるものとする。
    - ① 朝食 8時～9時
    - ② 昼食 12時～13時
    - ③ 夕食 18時～19時
  - 3 食事の場所は、原則として食堂とする。ただし、自己管理のもとで安全に食事を行うことができる場合、または心身の状況が変化する等やむを得ない場合は、居室での食事を認めるものとする。
  - 4 献立表は、定期的に施設内に掲示する。
  - 5 職員は、毎食毎に検食を行い、その結果について記録する。
  - 6 厨房・食品貯蔵室・厨房専用トイレ等は、関係者以外の立入を規制し、特に清潔安全を保持

するよう努める。

(入浴)

第24条 入居者は、施設内に設けた入浴設備を利用して入浴することができるものとする。ただし、入浴に際しては、他の入居者に配慮して清潔の維持・整理整頓に留意するものとする。

2 施設は、自ら入浴が困難な入居者について「1週間に2回以上」、適切な方法により入浴もしくは清拭を行う。

3 入居者は、感染症の疑いがあるときは速やかに職員まで相談し、その指示に従うものとする。

4 施設は、入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(入浴以外のサービスについて)

第25条 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

2 施設は、入居者に対して機能訓練のほか、食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行う。

第7章 施設の利用に当たっての留意事項

(基本原則)

第26条 施設は、入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮する。また、サービスの提供に当たっては、入居者またはその家族に対して理解しやすいよう処遇上必要な事項について説明を行う。

(居室)

第27条 居室は、原状のまま使用する。

2 居室は、原則個室(定員1名)とする。

3 居室内の持ち込みによる食品管理は入居者またはその家族が行うものとする。

4 居室において使用できる冷暖房器具、その他の機器については別に定める。

5 入居者が故意または重大な過失により居室を汚損または破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担するものとする。

6 身体状況の変化等により居室内の模様替え等を必要とするときは、予め管理者の承認を得なければならない。この場合、原則として退去時に原状に復するものとする。

(居室の変更)

第28条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは居室を変更することができる。

① 入居者の身体機能の低下等により、居室を変更することが適当と認められるとき。

② 前号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(転貸等の禁止)

第29条 入居者は、居室を転貸または譲渡することはできない。また、入居者以外の者を同居させることはできない。

(喫煙)

第30条 施設内は、全館禁煙とする。

(飲酒)

第31条 飲酒は、施設内の所定の場所（居室内を含む）及び時間に限る。また、その他の場所及び時間での飲酒は禁止する。

（衛生保持）

第32条 入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔・整頓・その他環境衛生の保持に努める。

（禁止行為）

第33条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- ① 個人間で金銭の貸し借りをを行うこと。
- ② 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、営利行為または自己の利益のために他人の自由及びプライバシーを侵すこと。
- ③ けんか・口論・泥酔等により他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ④ 職員に対する過剰（理不尽）な要求、暴言や暴行等を行うこと。
- ⑤ 施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ⑥ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑦ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

（入居者に関する市町村への通知）

第34条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- ① 正当な理由なくサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 虚偽その他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

（洗濯）

第35条 洗濯は入居者が行う。

- 2 入居者は、避難経路となるベランダに洗濯物を干してはならない。
- 3 洗濯業者の利用については別に定める。

（起床・就寝）

第36条 起床・就寝の時間は特に定めない。ただし、テレビ・ラジオ等の音量に留意するなど、他の入居者の生活に十分な配慮をしなければならない。

（外出及び外泊）

第37条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出るものとする。

（緊急時の対応）

第38条 入居者は、身体状況の急激な変化等、緊急事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、入居者から緊急の要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先にも速やかに連絡する。

(部外者の利用)

第39条 入居者が看取り期にある等、やむを得ない理由がある場合はその家族等を居室に宿泊させることができる。ただし、寝具、食事等は宿泊者が用意するものとする。

(自主活動)

第40条 入居者は、施設が指定する場所を使用して自由に趣味・教養の活動を行うことができるものとする。

2 入居者は、自主的にクラブ活動、行事等に参加することができる。ただし、参加者が必要な経費については入居者が負担するものとする。

3 入居者は、前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも自主的活動の趣旨を損なわない範囲に留めるものとする。

(新聞・郵便物等の扱い)

第41条 入居者が個人で購読する新聞・雑誌、個人宛の郵便物が受け取れるよう、施設は入居者別の郵便受けを設置する。

2 書留・小包等は施設で代理受領し、入居者に引き渡すことがある。

## 第8章 設備及び備品等

(共用施設・設備)

第42条 共用設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

2 入居者は、施設からの許可なく居室以外の場所に私物を置いてはならない。

3 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設職員が行う。

4 入居者が故意、または重大な過失により共用設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担するものとする。

(トイレ)

第43条 施設は、必要に応じて各階各所にトイレを設ける。ただし、入居者は原則として居室内のトイレを使用するものとする。

(機能訓練)

第44条 施設は、入居者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練スペースを設け、目的に応じた機能訓練を行う。

## 第9章 職員のサービス規定と質の確保

(職員のサービス規程)

第45条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスに当たっては、常に以下の事項に留意する。

- ① 入居者に対しては、人権尊重及び自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努めるよう心掛ける。

(勤務体制等)

第 46 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できる体制を定める。

2 施設は、職員の資質向上のために研修の機会を設ける。

(職員の質の確保)

第 47 条 施設は、職員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行う。

- ① 認知症の入居者への対応及びケア
- ② 入居者の個人情報及びプライバシー保護
- ③ 事故予防
- ④ 介護予防
- ⑤ 感染症予防
- ⑥ 虐待防止
- ⑦ 身体拘束防止

2 施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類するものを除き、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第 48 条 施設及び職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者またはその家族からの同意を得る。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者またはその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第 10 章 緊急時・非常時の対応

(緊急時の対応)

第 49 条 職員は、入居者の病状に急変が生じた場合や、その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医または予め定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

(夜間の管理)

第 50 条 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

2 玄関は、17時30分から翌朝9時まで施錠する。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときは臨機に対応する。

(災害・非常時への対応)

第 51 条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 施設は、非常災害時においては入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- 3 非常災害その他緊急の事態に備えて防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び職員に

対して周知徹底を図るため、「年2回以上」避難その他の必要な研修及び訓練を実施する。

- 4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 施設は、平常時及び緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画（以下、「非常災害BCP」という。）を策定する。
- 6 施設は、非常災害BCPの研修及び訓練とともに「年2回以上」実施し、それぞれについて研修の実施内容を記録する。なお、訓練については非常災害対策に関する訓練と一体的に実施することができるものとする。
- 7 非常災害BCPの研修は、新規採用時にも実施する。

（防火管理者）

第52条 管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に定める防火管理者を定めなければならない。

- 2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - ① 消防計画の作成に関すること。
  - ② 消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
  - ③ 消防用設備等の点検整備に関すること。
  - ④ 火気使用又は取扱の指導監督に関すること。
  - ⑤ その他防火管理上必要な業務に関すること。

## 第11章 虐待の防止のための措置に関する事項

（入居者の処遇）

第53条 施設は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当時の入居者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録する。
- 3 施設は、身体拘束適正化委員会を独立して設置し、「3月に1回以上」開催し、その結果を職員に周知する。また、身体拘束廃止に関する指針を作成するほか、身体拘束等の適正化のための研修を「年2回以上」開催する。
- 4 身体拘束等の適正化のための研修は、新規採用時にも実施する。

（虐待の防止）

第54条 施設は、入居者の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- ② 虐待防止に関する指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 虐待防止のための研修は、全ての職員に対して「年2回以上」実施し、研修の実施内容について記録する。
- ④ 虐待防止のための研修は、新規採用時にも実施する。
- ⑤ 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は、責任者は速やかに市町村等関係者まで報告し事実確認を行う。また、虐待防止検討委員会で速やかに発生原因と再発防止策を協議し、職員までその内容について周知するとともに、市町村等関係者まで報

告し再発防止に努める。

- ⑥ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(ハラスメント対策)

第55条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）、または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハラスメント）により、職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じる。

## 第12章 その他施設の運営に関する重要事項

(利用者留意事項)

第56条 管理者は、円滑な施設運営を期するため、別に定める重要事項を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(面会)

第57条 入居者の面会に訪れる外来者は、事務所に備え付けの台帳に氏名及び必要事項を記載するものとする。

- 2 管理者は、特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(衛生管理)

第58条 施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努める等、衛生上必要な措置を講ずる。

- ① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等の関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行う。
  - ② 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等、衛生上必要な措置を講ずる。
  - ③ 常に施設内外を清潔に保つとともに、「毎年1回以上」大掃除を行う。
  - ④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに常に密接な連携を保つ。
  - ⑤ インフルエンザ対策等、その発生及び蔓延を防止するための措置に関する通知等に基づき、適切な措置を講じる。
  - ⑥ 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。
- 2 入居者は、施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第59条 施設は、施設内において感染症または食中毒が発生し、蔓延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ① 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策委員会を「概ね3月に1回以上」開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対して周知徹底を図る。
- ② 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防ならびに蔓延防止のための研修及び訓練を「年2回以上」実施する。

- ④ 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- ⑤ 感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画（以下、「感染症 BCP」という。）を策定する。
- ⑥ 感染症の予防及び蔓延防止、感染症 BCP に関する研修及び訓練をそれぞれ「年 2 回以上」実施し、それぞれについて研修の実施内容を記録する。なお、感染症の予防及び蔓延防止、感染症 BCP に関する研修及び訓練については、それぞれ一体的に実施することができるものとする。
- ⑦ 感染症 BCP の研修は、新規採用時にも実施する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第60条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事故が発生した場合の対応、②の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - ② 事故が発生した場合またはその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を「年 2 回以上」行うこと。なお、委員会の設置については他の委員会と独立させなければならない。ただし、関係する職種や取り扱う事項が相互で深い関係がある場合は、一体的に設置・運営することで差し支えないものとする。
  - ④ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。
- 2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（苦情処理）

第61条 入居者またはその家族は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無ならびに改善方法について、入居者またはその家族に報告する。

- 2 施設は、入居者またはその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するための、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。
- 3 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の要求、または市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村から指導・助言を得た場合は、それに従い必要な改善報告を行う。
- 4 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善報告を行う。

（重要事項の閲覧）

第62条 施設は、施設内の見やすい場所に「運営規程の概要」、「職員の勤務の体制」、「協力医療機関」、「利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項」を掲示、または備え

付けることにより、入居者またはその家族がいつでも自由に閲覧できるよう努める。

(地域との連携)

第63条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事務及び業務処理)

第64条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い、適切な処理に努めなければならない。

(記録の整備)

第65条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  
2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から「5年間保存」しなければならない。

附則

(施行)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。